

誓 約 書（例）

文部科学省大臣官房人事課長 殿

文部科学省において平成26年度夏期インターンシップ（以下、便宜上「実習」という。）を行うに当たり、実習中知り得た秘密（国家公務員法第100条第1項に定めるもの）については、実習中及び実習終了後においても、民間企業等が提供するSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含む掲示板等への情報の公開等を含め、何人に対しても漏らさぬことをここに誓約します。

平成 年 月 日

（学生・生徒）

（総括責任者）

（参考）

○国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第百二十号）第100条第1項

（秘密を守る義務）

第100条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後といえども同様とする。

